

令和7年度裾野市農業委員会3月総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日(火) 午後1時30分から午後2時15分
2. 開催場所 裾野市役所402会議室
3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
5	杉山 邦利	11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 八木幸次 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

10	渡邊 博美	11	杉山 克己
----	-------	----	-------

第3 議事

- (1) 報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (3) 議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和7年度裾野市農業委員会3月総会を開会します。
本日の委員は12名中12名出席ですので、総会は成立しています。
議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、10番 渡邊博美委員、11番 杉山克己委員をお願いします。
会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
郎氏を指名します。
それでは、議事に入ります。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出
に対する受理について 番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第20号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3

(議案朗読により説明)

議 長 　　ただ今の報第20号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 　　申請地は2筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は2筆合計3,228㎡で、地目は公簿、現況ともに畑です。
渡人は令和元年に、相続により申請地を取得しましたが、遠方であり自身では管理
ができないため、令和5年5月から中間管理事業により利用権設定をしており、令和
8年4月で期間が終了します。
今回、中間管理事業の受人が、売買により譲り受けることで話がまとまり、申請に
至りました。
受人は、令和5年5月から中間管理事業で農業に取り組んでおり、山林化していた
該当地を農地に戻すことから始め、現在は露地野菜やオリーブなどを栽培しておりま
す。申請地取得後の経営農地は3,228㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術
についても問題ありません。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思います。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は、特にないかと思われます。
ご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今の議第35号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願
いします。

- 地区担当委員 申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は238㎡で、地目は公簿が田、現況が畑です。
申請地は令和2年2月から賃借が続いていましたが、譲り受けることで話がまとまったため、令和8年1月の農業委員会で利用権設定の解約を報告したものです。
譲受人は、申請地のすぐ西側に住んでおり、申請地の南側にも農地を所有していることから、売買の方向となりました。取得後は、露地野菜を栽培する計画でおります。経営面積は、約4,000㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。
ご審議のほどお願いします。
- 議 長 ただ今の議第35号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3事務局から議案書の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)
- 議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。
- 地区担当委員 申請地は2筆で、市街化調整区域内の白地農地です。
面積は2筆合計786㎡で、地目は公簿、現況ともに田です。
申請地は令和2年2月から借人との間で賃借が続いていましたが、お互いの間で受人に贈与することで話がまとまったため、令和8年1月の農業委員会で利用権設定の解約を報告したものです。
譲受人は、申請地のすぐ東側に住んでおり、賃借のときにおこなっていた露地野菜を、引き続き栽培する計画でおります。経営面積は2,332㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。
従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。
耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。
周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。
ご審議のほどお願いします。
- 議 長 ただ今の議第35号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)
- 議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号3について、

本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号4

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 井上恭男委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は3筆で、市街化調整区域内の白地農地です。

面積は3筆合計1,867㎡で、地目は公簿が田及び畑、現況はともに畑です。

譲渡人は平成22年3月に申請地を相続しましたが、自身では管理が難しくなったため、隣の農地を所有する譲受人に相談したところ、売買することで話がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人は、申請地のすぐ南側に住んでおり、水稻や露地野菜を作っています。経営面積は約9,800㎡で、管理も適切に行われており、経験、技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。

ご審議のほどお願いします。

議 長

ただ今の議第35号 番号4について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号4について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第35号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号5

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 3番 勝又直美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は1筆で、市街化調整区域内の白地農地です。

面積は合計336㎡で、地目は公簿が畑、現況は休耕地です。

渡人は、令和3年2月に相続により申請地を取得しましたが、自身では管理ができ

ないため、売却を検討していたところ、隣地を所有している受人が譲り受けるのと
とで話がまとまり、1月の農業委員会で2筆を許可したところです。

今回の申請地もそのすぐ横で、その時に一緒に譲る予定でしたが、地目を山林と勘
違いしており、申請をし忘れていたとのことで、今回申請に至ったものです。

受人は父の跡を継ぎ農業に10年以上取り組んでおり、主に露地野菜を栽培してお
ります。申請地取得後の経営農地は約5,000㎡で、管理も適切に行われており、経験、
技術についても問題ありません。

従事日数や地域との調和についても問題ないかと思えます。

耕作計画によると、樹木を伐採した後、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への影響は、特にないかと思われまます。

ご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今の議第35号 番号5について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第35号 番号5について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第36号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員

申請地の現況は休耕地となっています。
借人は、貸人の娘夫婦であり、市内の賃貸アパートで暮らしています。
結婚して子供ができたため、アパートでは手狭になったことから住宅の建築を計画
し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。
貸人は、借人に使用貸借することで話がまとまり、申請に至ったものです。
申請地の農地区分は、第2種農地に該当します。
代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思えます。
転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。
都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たし
ていると考えられます。
申請地の北側は現況農地の山林、東側・西側は道路、南側は農地に面しています。
宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を經由して東
側道路側溝に放流します。
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただ今の議第36号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第36号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号1

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は3,662㎡です。

貸人は令和5年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理ができないため、認定農業者である借人に、農地中間管理事業を活用し貸しているもので、令和8年5月末に満期を迎えるため、更新するものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約1haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号2

利用権設定地は3筆で、白地農地です。地目は、公簿が畑及び田で、現況はともに畑です。

面積は3筆合計2,489㎡です。

貸人は平成20年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理が難しくなったため、認定農業者である借人に、農地中間管理事業を活用し貸すことで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約1haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、そばを作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号3

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 番号3

利用権設定地は1筆で、青地農地です。地目は、公簿、現況ともに田です。

面積は1,841㎡です。

貸人は平成21年に相続により農地を取得しましたが、遠方に住んでいることもあり自身では管理が難しくなったため、認定農業者である借人に、農地中間管理事業を

活用し貸すことで話がまとまり、計画の提出に至ったものです。

借受人は認定農業者であり、経営農地は約1 haあり、効率的に管理されております。経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稲を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長 次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号4
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号4

利用権設定地は1筆で、白地の農地です。

面積は、1,503 m²です。

貸人は平成5年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理が難しくなったため、中間管理事業で借人に貸していましたが、令和8年5月末に満期を迎えるため、更新をするものです。

借人は認定農業者であり、経営農地は約6,000 m²あり、効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長 次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号5
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号5

利用権設定地は白地の農地です。

面積は、1,494 m²です。

貸人は平成30年に相続により、農地を取得しましたが、自身では管理が難しいため、中間管理事業で借人に貸していましたが、令和8年5月末で満期を迎えるため、更新をするものです。

借人は認定農業者であり、経営農地は約6,000 m²あり、効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、露地野菜を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長 次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号6
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号6

利用権設定地は、合計4筆あり、全て青地の農地です。

面積は、4筆合計で1,114 m²です。

貸人は平成24年に相続により農地を取得しましたが、自身では管理が難しいため、中間管理事業による貸し付けを行っていました。この度、前の借人が管理できなくな

ったということで、3月末で解約し、新たな借人と中間管理事業を行うものです。

借人は、夫婦で営農をしており、農地を探していたところ、前の借人と貸人との間で話がまとまり、計画の提出に至ったものです。借人の経営農地は、約2,800㎡あり、主に露地野菜を栽培しています。農地は効率的に管理されており、経験・技術にも問題はありません。

貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付けする予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

議 長

次に、議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号7

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第37号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について 番号7

利用権設定地は、3筆あり、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。

面積は3筆合計3,746㎡です。

貸人は、平成14年に相続により農地を取得しましたが、高齢のため作付が難しくなってきました。

借人は、お米の販売及び籾摺・精米の委託の他、様々な業務を行っている法人です。

今回、中間管理事業を利用して利用権設定することで話がまとまり計画の提出に至ったものです。

借人の申請地取得後の経営農地は約4,000㎡であり、農業経験・技術についても、問題ありません。

貸付期間は5年間で、解除条件付きの使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、水稻を作付ける予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご質問がありましたらお願いします。

議 長

ただ今の議第37号 番号1～7について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長

それでは質疑等がありませんので、ご了承いただきたいと思います。

ではこれをもって令和7年度裾野市農業委員会3月総会を閉会します。

令和8年3月10日（会議録署名人）

10番署名人

渡邊博美

11番署名人

杉山克己